勞働委員會ノ組織要綱

一、一定數ノ職工ヲ有スル工場毎ニ又ハ大工場ニ在リテハ職場毎ニ勞働委員會ヲ設ケ後者ニ於テハ更ニ工場毎ニ聯合委員會ヲ設クルコト

二、(一) 委員會ハ指名委員及ビ選出委員ヲ以テ組織シ前者ハ企業主之ヲ指名シ後者ハ職工中ヨリ之レヲ選出スルコト

(二) 選擧資格ハ年齡二十歳以上勤續六ヶ月以上ノ者ニ限リ之ヲ有スルコト

(三) 指名委員ノ數ハ選出委員ノ數ヲ超エザルコト

三、(一) 選出委員ノ數ハ職工　　人ニ付一人トシ以上　　人ヲ超ユル毎ニ壹人ヲ增シ總數　　人ヲ超エザルベキコト

(二) 委員會組織ノ一單位(工場又ハ職場)內ニ於テ一定數以上ノ組織セラレタル職工ノ團体アルトキハ其ノ團体ハ獨立ノ選擧區トナルコト

(三) 右ノ勞働團体ニ屬スル職工ヲ除キタル殘餘ノ職工ガ一組織單位內ニ於テ　　人ニ滿タザル場合ト雖モ一人ノ委員ヲ選擧シ得ルコト

四、(一) 委員會ハ一年四回以上之ヲ開クコトヲ要シ其他必要ニ依リ臨時會ヲ開キ得ルコト

(二) 委員會ノ決議ハ出席委員ノ多數決ニ依リ可否同數ノ場合ニハ議長之ヲ決スルコト

(三) 議長ハ委員ノ投票ニ依リ之ヲ選任ス

五、委員會ハ勞働條件並ニ保健衞生、危害防止、補償、互助共濟、娛樂休養、風紀敎育、其他福利增進事項ニ付企業主ノ諮問ニ依リ又ハ自ラ提案シ審議調査シ其ノ決議ヲ企業主ニ提出スルコト

（摘要）
1. 任免ノ同じ
2. 信賞ノ同
3. 同
只施ニ全部

要求案（第一回六月三十日提出、而テ今ハ撤回セリ）
1. 工場立憲制ヲ採用シ且団体交渉権ヲ承認スルコト
2. 退職手当
勤続 六ヶ月以内 ― 日給 二〇日分
一 六ヶ月以上 一ヶ年増ス毎ニ ― 三日分加算
(ロ) 解雇手当
一 六ヶ月未満 ― 一ヶ月ニ付 三日分
3. 増給
上揭退職手当ノ各項 倍額
男工 日給 二円〇〇以下 ― 二五割増
二、五〇 ― 二〇
三、〇〇 ― 一五
女工 日給 一円〇〇以下 ― 三〇
一〇〇以上 ― 二五

財團 協調會